

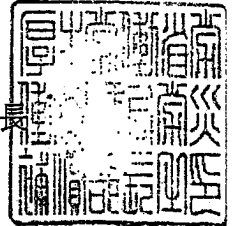


基労発第0305001号

平成16年3月5日

財団法人 労災年金福祉協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長



### 援護業務の廃止等について

労働福祉事業団の援護業務については、制度創設以来、多くの被災労働者に利用されてきたところですが、労働福祉事業団が独立行政法人労働者健康福祉機構に移行する平成16年4月1日を機に下記のとおり廃止及び移管することとしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1 労災年金担保資金貸付について

平成16年4月1日より独立行政法人福祉医療機構に業務を移管することとし、業務移管後の新規貸付については、独立行政法人福祉医療機構において実施する。

なお、当該業務に係る当部窓口については、厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務室企画調整係とする。

2 労災援護金（療養援護金及び生業援護金）について

平成16年4月1日より国に業務を移管する。

なお、当該業務に係る当部窓口については、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課福祉係とする。

3 自動車購入資金貸付及び在宅介護住宅資金貸付について

平成16年4月1日をもって廃止する。

なお、既貸付に係る債権回収業務は独立行政法人労働者健康福祉機構が引き続き実施する。